

◆ 地域活動

漁家経営講習会（宮古地区）

宮古農林水産振興センター 田村 裕

1. 目的

宮古地区では、これまで帳簿保存制度の対象となっていなかった事業所得 300 万円以下の漁家が多く、確定申告は市役所の窓口任せ、という方が多い。ところが、平成 26 年 1 月から本制度の対象者が拡大され、すべての個人事業者が記帳と帳簿書類の保存を行わなければならなくなった。これまで帳簿をつけたことがない漁家が多いため、確定申告の際に混乱が予想される。過去に県内で開催された漁家経営講習会は、青色申告による節税対策を主眼に置いているが、青色申告をするような所得の多い漁家であれば、すでにその重要性を理解し、会計ソフト等を活用している現状がある。会計ソフトさえ使えば、青色申告はそれほど難しいものではない。一方で、所得の少ない漁家にはパソコンが苦手な方も多い。そこで今回は、パソコンを使わずに帳簿を作成する方法を中心に講習を行った。

2. 活動内容

宮古地区では初開催となる。10 月に伊良部島会場（10 日）と宮古島会場（15 日）でそれぞれ開催し、計 40 名が参加した。講師は宮古青色申告会にお願いし、農家用の経営講習会の内容を、漁家向けにアレンジして講習して頂いた。

内容は、領収書の取り方や、ノートを使って帳簿を作成する方法で、ノートに勘定科目別に領収書を貼っていく、という非常にシンプルな方法である。

伊良部漁協と宮古島漁協・池間漁協でそれぞれ水揚げの仕方が異なるため、宮古島漁協のセリに出した場合、浜売りで漁協に水揚手数料を納める場合、那覇の市場へ送った場合など、それぞれの水揚げ形態に合わせて、仕分けの練習

問題を解いた。

乗組員を抱える漁業者へは、源泉徴収の方法も講習した。講師によると、最近農家に税務署調査が入るようになっており、漁家に調査が入るのも時間の問題とのこと。特に源泉徴収がよく見られるので、乗組員を雇用している漁家は注意が必要である。

最後に、青色申告について紹介があり、収入が不安定な水産業には特に純損失の 3 年間繰越し・繰戻しは大きなメリットである、というお話があった。

3. 結論と残された課題

宮古島商工会に加入すれば、確定申告や税務の講習会が受けられ、記帳の相談もできるが、0 申告が多く、年会費分のメリットを感じられず、加入する漁家は少ない。今後も定期的に経営講習会を開催し、税務を指導する必要がある。



伊良部島会場



宮古島会場